

令和7年度 三豊市産品PR事業 出展者募集要項

三豊市の主要産業の一つである食品産業の魅力を発信するとともに、関連する企業の販路開拓を支援するため、国内最大級の食品関連見本市「第60回スーパーマーケット・トレードショー2026（以下「展示会」という）」に、令和7年度三豊市産品PR事業として、公益財団法人かがわ産業支援財団、香川県、三豊市商工会及び三豊市（以下「財団等」という）が連携し、三豊市ブースを出展します。

1. 展示会の概要について

【第60回スーパーマーケット・トレードショー2026】

- (1) 主催者 一般社団法人全国スーパーマーケット協会
- (2) 会 期 令和8年2月18日（水）～ 2月20日（金） 3日間
- (3) 会 場 幕張メッセ 全館（千葉市美浜区）
- (4) 来場者 最大 約90,000人（前回77,305名）
- (5) 特 長
 - ・スーパーマーケット、百貨店、飲食店、卸、食品メーカー等の明確な目的を持った関係者が多数来場
 - ・小売業界において決裁権を持つ経営者等を積極的に招待
 - ・試食、試飲や実演が可能
 - ・香川県ブースの中に三豊市ブースを設置して共同出展することにより、来場者の注目度を高められるとともに、単独出展と比べ出展費用を抑えることができる

2. 三豊市ブースについて

- (1) 三豊市ブース出展小間数
1小間（1小間：9㎡）
- (2) 出展ゾーン
 - ・地方・地域産品ゾーン（日本各地のこだわり食品で構成されるゾーン）の香川県ブース内
- (3) 1者あたりの展示スペース
 - ・1者あたり1展示スペースの出展とします
 - ・1者あたりの展示スペースは、1.4m×1.4m程度を予定していますが、三豊市ブースの配置場所やブース内レイアウトにより、変更の可能性があります
 - ・展示スペースの割当ては、出展者数及び出展商品等を考慮したうえで、財団等で決定します

3. 募集内容等について

(1) 募集事業者数

2事業者程度

(2) 募集対象事業者

以下の要件全てを満たす者とします。

- ①市内に主たる事業所を有する中小企業者又は中小企業団体で、食料品、飲料関連製品の生産・製造・販売を行う者
- ②展示会出展後も、県外へ売り込み意欲のある者
- ③開催期間中、商品説明や商談のために担当者を出展ブースに常駐できる者
- ④県税及び市税を滞納していない者

(3) 出展対象商品

市内の事業所で製造、加工された商品

(4) 出展事業者決定

出展者選定委員会を開催し、出展申込書等について書類選考を行い、評価の上、出展者を決定します。

※本年度は出展事業者のプレゼンを行わず、書類選考のみとなります。

※出展者選定委員会の経過は通知しないものとし、8月中に出展の可否のみ通知します。

■評価項目（予定）

①出展の目的・妥当性
②代表的出展商品の魅力
③代表的出展商品の市場性
④代表的出展商品の安全性・信頼性
⑤出展当日の試食等の有無・運営体制
⑥市補助事業及び認定制度等の利用・認定の有無

(5) 出展の辞退

出展決定後の出展の辞退は、原則認められません。やむを得ず特段の事情があると認められた時は、財団等で他の出展者を決定します。

(6) 出展者負担

①出展参加料：66,000円（財団枠は88,000円）税込

②試食用容器、調理器具等（自社ブース持込用）

③展示台等のリース・レンタル代

④設備使用による電気工事費（自社ブース用）

⑤商品・販促資材等の輸送費、旅費、宿泊費等

⑥下記の三豊市負担以外の費用

※共同スペースの電気工事、冷蔵冷凍庫、調理器は財団負担です

(7) 三豊市商工会負担

- ①三豊市ブース出展小間料・出展参加料一部負担
- ②三豊市ブース看板等装飾費

4. 応募方法等について

(1) 提出書類（各1部）

- ・三豊市ブース出展申込書（出展商品データ含む）
- ・企業案内、商品カタログ（商品の内容が分かるもの）等
- ・直近の貸借対照表、損益計算書等の経営状況が分かる書類
- ・直近3か月以内に発行された納税証明書
 - ①県税：入札参加資格審査等申請用（県税事務所等が発行）
 - ②市税：市税完納証明書

※その他、追加書類の提出を求める場合があります。

(2) 募集期限

令和7年8月8日（金）午後5時まで

(3) 申込先・問合せ先

三豊市商工会 指導課 担当 原

〒767-0032

Tel：（0875）72-3123 Fax：（0875）72-5957

E-mail:t-hara@shokokai-kagawa.or.jp

5. その他留意事項

- (1) 出展者決定後、説明会・セミナー等を行います（後日、個別に連絡します）
- (2) 提出書類等の返却・返品はいたしません
- (3) 出展者は、展示スペースを転貸することはできません
- (4) 出展者は、別添出展規定を遵守してください
- (5) 天災等、不可抗力の事故により展示会場が使用不可となった場合、または展示会が中止になった場合、その損害については、財団等は一切その責任を負いません
- (6) 出展後、出展者は出展報告書を提出していただきます
- (7) 特殊事情により、展示会主催者が開催を取りやめた場合、または商工会及び財団が出展取り止めを判断した場合、出展参加料は100%返金します
- (8) 出展決定後に、出展者の自己都合により出展を辞退する場合は、納付済みの出展者負担金については返還いたしません。